

広島県告示第百三三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県尾道市原田町梶山田地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	
元光川（一六隣a）	土石流	元光川（一六隣a）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
元光川（一六隣b）	土石流	元光川（一六隣b）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
元光川（一六隣c）	土石流	元光川（一六隣c）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
元光川（一六隣d）	土石流	元光川（一六隣d）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
花安川（五〇〇五隣）	土石流	花安川（五〇〇五隣）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
花安川（五〇〇五隣a）	土石流	花安川（五〇〇五隣a）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
花安川（五〇〇五隣b）	土石流	花安川（五〇〇五隣b）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
花安川（五〇〇五隣c）	土石流	花安川（五〇〇五隣c）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
花安川（五〇〇五隣d）	土石流	花安川（五〇〇五隣d）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり

花安川(五〇〇五隣 ^e) 上小味中川 (五〇〇六)	土石流	次の図のとおり	花安川(五〇〇五隣 ^e) 上小味中川 (五〇〇六)	土石流	次の図のとおり
上小味東川 (五〇〇七)	土石流	次の図のとおり	上小味東川 (五〇〇七)	土石流	次の図のとおり
元光北川(七八五六)	土石流	次の図のとおり	元光北川(七八五六)	土石流	次の図のとおり
上小味西川 (七八二〇)	土石流	次の図のとおり	上小味西川 (七八二〇)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。